

新方領耕地整理事業（中）

明治三十二年に乾田・牛馬技術の普及を目的とした耕地の区画整理に関する法律「耕地整理法（旧法）」が制定されて明治三十八年灌漑・排水設備の改良を目的に改正された。

当時灌漑排水について、困難であった粕壁町と新方村がこの法律の改正を契機に、明治四十年六月基本調査の出願をなし、耕地整理基本調査が県費補助によって実施された。

当地方の土地の状況を具に調査研究した結果、一町村のみの耕地整理を実施しても多額の経費を要するだけでその効果の多くはのぞめない。むしろ広範囲の地域における基本調査を実施して最大の効果を挙げるように研究する必要があるとの結論に達した。

その手段方法を協議し、区域内の町村にその旨通達したが、当時は耕地整理の内容を理解する者が少なく、なかなか意見の一致が見られなかったが、各町村の有志が会合して耕地整理の必要性を認識し、耕地整理発起を決議し明治四十一年四月、実施調査を申請した。

これにより南埼玉郡長奥田栄之助を事務長に推し、発起事務を着着と進行させた。

明治四十二年耕地整理法が全面改正されて、これまでの区画整理と灌漑排水施設改良を目的とする以外に法人格をもった耕地整理組合の制度が定められて耕地整理法（新法）が制定された。

明治四十二年一月六日、農商務省に発起認可の申請をなし、明治四十二年三月三十一日第一創業総会を開催、反対派の暗躍する中で多数の参会者を得て、関係議案を一瀉千里の勢いをもって決議し、耕地整理施行認可申請を提出、同年四月二日認可され、法に基づいて明治四十二年四月十一日第二回総会を開催、組合規約等および役員・委員の選挙を行なって耕地整理遂行に係る準備を推進した。明治四十二年九月十三日に整理委員会を開催、整理に関する案を作成、明治四十二年十月二十一日、工事に着手することとなった。

反対派は農商務省に陳情することを企て、日比谷公園を集合地点として三々五々に隊を組んで上京する行動をしていたが、途中で発覚し阻止された。

工事に着手するため県に技術官の派遣を申請し、三十一名の技術官を得て作業が開始された。明治四十二年、関東の大水害により事業に損害を蒙ったが、大正五年三月二十七日に工事を完成、大正六年十二月二十日換地処分を申請、大正七年二月二十一日換地処分を完了してこの大事業は終結した。

耕地整理事業の達成により、当地方は湿田が解消され二毛作にも利用できるようになった。これは区域内的の河川（増ノ川・武徳川・大谷川・須賀川・間久里川・会ノ川・豊武川等）、排水路（新方領堀・御料堀・平新堀・会ノ堀・信六堀・安ノ堀・大貫堀・中ノ堀・新開堀等）の新設改良等の工事によって水路が整備された効果である。

つづく

初出「広報かすかべ 昭和五十五年七月」かすかべの歴史余話